

《水道料金表(1ヶ月につき)》【令和8年4月1日適用】

○阪南水道事業

(税抜)

区分 口径	基本料金 金額	従量料金(1㎡につき)								
		1㎡から 8㎡まで	9㎡から 10㎡まで	11㎡から 15㎡まで	16㎡から 20㎡まで	21㎡から 30㎡まで	31㎡から 50㎡まで	51㎡から 100㎡まで	101㎡から 200㎡まで	201㎡ 以上
13mm	1,090円	17円	150円	167円	185円	232円	282円	335円	396円	427円
20mm	1,121円									
25mm	2,044円									
30mm	2,891円									
40mm	5,045円									
50mm	8,082円									
75mm以上	18,679円									
共同 (※)	1,121円 ×戸(室)数	17円 ×戸(室)数	150円 ×戸(室)数	167円 ×戸(室)数	185円 ×戸(室)数	232円 ×戸(室)数	282円 ×戸(室)数	335円 ×戸(室)数	396円 ×戸(室)数	427円 ×戸(室)数

※「共同」とは、集合住宅等で親メーターから各戸の子メーターへ分水給水を受け、共同にて家事用として使用するものをいいます。(例:マンション等)

※「共同」による料金は、親メーターの検針結果に基づき、マンション所有者等へ請求するものです。阪南水道事業では、所有者等からの申請に基づき、**一戸当たりメーター口径20mm**で計算します。なお、マンション等の各戸検針(各戸の子メーターを水道センターが検針し、各戸の入居者に水道料金を請求すること)は原則行っていません。

※ 消費税は、「基本料金+従量料金」の合計額に対して計算します。

○水道料金計算例

共同の計算例

マンション等への全体の使用水量を、申請された使用戸数(入居戸数)の各戸均等に使用したとみなして計算します。なお、水道料金の計算方法は、親メーターの口径で計算するのはなく、**一戸当たりメーター口径20mm**の料金体系で計算します。

【計算例①】共同(総戸数22戸のうち使用戸数22戸の場合)で、1ヶ月の使用水量が110㎡の場合

計算方法 (使用水量÷使用戸数+余り)	$110\text{㎡} \div 22\text{戸} = 5\text{㎡} / \text{戸}$ (余り) $110\text{㎡} - (22\text{戸} \times 5\text{㎡}) = 0\text{㎡}$
------------------------	--

基本料金(基本料金×使用戸数)	$1,121\text{円} \times 22\text{戸} = 24,662\text{円} \dots \text{①}$
-----------------	---

従量料金	各従量料金区分の上限水量に、使用戸数を乗じた水量を上限として計算します。
1~8㎡まで →(5㎡×22戸=110㎡) →1㎡から176㎡まで	1㎡につき17円なので、 $17\text{円} \times 5\text{㎡} \times 22\text{戸} = 1,870\text{円} \dots \text{②}$ (余り) $17\text{円} \times 0\text{㎡} = 0\text{円} \dots \text{③}$

基本料金(①)+従量料金(②+③)=26,532円 26,532円×1.1(消費税)= 29,185円 になります。(1円未満切り捨て) なお、水量が0㎡であっても基本料金の24,662円×1.1(消費税)=27,128円が発生します。

【計算例②】共同(総戸数22戸のうち使用戸数22戸の場合)で、1ヶ月の使用水量が225㎡の場合

計算方法 (使用水量÷使用戸数+余り)	$225\text{㎡} \div 22\text{戸} = 10\text{㎡} / \text{戸}$ (余り) $225\text{㎡} - (22\text{戸} \times 10\text{㎡}) = 5\text{㎡}$
------------------------	--

基本料金(基本料金×使用戸数)	$1,121\text{円} \times 22\text{戸} = 24,662\text{円} \dots \text{①}$
-----------------	---

従量料金	各従量料金区分の上限水量に、使用戸数を乗じた水量を上限として計算します。
1~8㎡まで →(8㎡×22戸=176㎡) →1㎡から176㎡まで	$17\text{円} \times 8\text{㎡} \times 22\text{戸} = 2,992\text{円} \dots \text{②}$
9~10㎡まで (10㎡×22戸=220㎡まで) →177㎡から220㎡まで	1㎡につき150円なので、 $150\text{円} \times 2\text{㎡} \times 22\text{戸} = 6,600\text{円} \dots \text{③}$
11~15㎡まで (15㎡×22戸=330㎡まで) →221㎡から330㎡まで	1㎡につき167円なので、(余り) $167\text{円} \times 5\text{㎡} = 835\text{円} \dots \text{④}$

基本料金(①)+従量料金(②+③+④)=35,089円 35,089円×1.1(消費税)= 38,597円 となります(1円未満切捨て)。

※届出している使用戸数が増えなくなった場合は、『共用給水装置等使用(戸数・箇所数)変更届』が必要です。
※入居者が減っても使用戸数変更の届出をしなかった場合、使用水量が少ないと料金が高くなる場合があります。